

# ○愛知県・大府市新型コロナウイルス感染症対策協力金 交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、愛知県が実施する緊急事態措置に基づく休業協力要請に応じて、休業協力要請期間中、その事業を休止し、又は営業時間を短縮する事業者に対し、予算の範囲内で交付する、愛知県・大府市新型コロナウイルス感染症対策協力金（以下「協力金」という。）交付事業を円滑に推進するため、愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金交付事業費補助金交付要綱（令和2年4月24日付け。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる者)

第2条 協力金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 大府市内に事業所がある中小企業者等であること。
- (2) 休業協力要請期間中、別表第1に定める対象施設について、別表第2の規定に従って休業又は営業時間短縮を実施すること。
- (3) 令和2年4月10日時点で開業しており、営業実態が確認できること。
- (4) 交付申請日又は交付決定日において倒産又は廃業していないこと。

(交付金額)

第3条 協力金の交付金額は、1交付対象者当たり50万円とする。

(交付申請)

第4条 協力金の交付を受けようとする者は、愛知県・大府市新型コロナウイルス感染症対策協力金交付申請書（請求書）（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに、市長へ提出するものとする。

- (1) 誓約書（第2号様式）
- (2) 営業活動を行っていることが分かる書類
- (3) 休業又は営業時間短縮の状況が分かる書類
- (4) 振込先口座が分かる書類

2 前項の規定にかかわらず、愛知県外に本店を有する中小企業者、特定営利活動法人若しくはその他法人又は愛知県外に住所を有する個人事業主で、協力金の交付を受けようとする者は、愛知県が定める愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金交付申請書（請求書）に必要な書類を添えて、愛知県知事を経由して市長へ提出するものとする。

(交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条第1項又は第2項の申請書を受理したときは、速やかに、その内容を審査し、その適否を決定し、当該申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

2 前項の規定により協力金の交付を決定したときは、愛知県・大府市新型コロナウイルス感染症対策協力金交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

る。

3 第1項の規定により協力金の不交付を決定したときは、愛知県・大府市新型コロナウイルス感染症対策協力金不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付）

第6条 市長は、前条の規定により協力金の交付を決定した場合、申請者に対し協力金を交付する。

（交付決定の取消し又は協力金の返還）

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、協力金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 第4条第1項の規定により提出した誓約書の内容に違反したと認められるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が協力金を交付することが不適切であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、協力金の交付決定を取り消した場合において、既に協力金が交付されているときは、当該交付を受けた者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（検査等）

第8条 市長は、申請者及び協力金の交付を受けた者に対し、協力金の交付対象となる事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

（受給権の譲渡、担保の禁止）

第9条 協力金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年5月14日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（適用期間）

2 この要綱は、施行日から令和2年6月30日までの間に交付申請された協力金について適用する。

別表第1（第2条関係）

施設の種類	施設コード	内訳	
遊興施設等	A	01	キャバレー
		02	ナイトクラブ
		03	ダンスホール
		04	スナック
		05	バー
		06	ダーツバー
		07	パブ
		08	性風俗店
		09	デリヘル
		10	アダルトショップ
		11	個室ビデオ店
		12	インターネットカフェ
		13	漫画喫茶
		14	カラオケボックス
		15	射的場
		16	ライブハウス
		17	場外馬(車・舟)券場
		18	その他
運動、遊技施設	B	01	体育館
		02	屋内・屋外水泳場
		03	ボウリング場
		04	スケート場
		05	スポーツクラブ
		06	ホットヨガ・ヨガスタジオ
		07	ゴルフ練習場 ※1
		08	バッティング練習場 ※1
		09	陸上競技場 ※1 ※2
		10	野球場 ※1 ※2
		11	テニス場 ※1 ※2
		12	柔剣道場
		13	弓道場 ※1
		14	マーじゃん店
		15	パチンコ店
		16	ゲームセンター
		17	テーマパーク
		18	遊園地

※1 屋外施設は対象外

※2 観客席部分は対象

		1 9	その他
大学、学習塾等 ※オンライン授業は対象 外 ※家庭教師は対象外	C	0 1	大学
		0 2	専門学校
		0 3	高等専修学校
		0 4	専修学校・各種学校
		0 5	日本語学校・外国語学校
		0 6	インターナショナルスクール
		0 7	自動車教習所
		0 8	学習塾
		0 9	英会話教室
		1 0	音楽教室
		1 1	囲碁・将棋教室
		1 2	生け花・茶道・書道・絵画教室
		1 3	そろばん教室
		1 4	バレエ教室
		1 5	体操教室
		1 6	スポーツ教室
		1 7	その他
劇場等	D	0 1	劇場
		0 2	観覧場
		0 3	プラネタリウム
		0 4	映画館
		0 5	演芸場
		0 6	その他
集会・展示施設	E	0 1	集会場
		0 2	公会堂
		0 3	展示場
		0 4	貸会議室
		0 5	文化会館
		0 6	多目的ホール
		0 7	その他
博物館等	F	0 1	博物館
		0 2	美術館
		0 3	図書館
		0 4	科学館
		0 5	記念館
		0 6	水族館
		0 7	動物園

		08	植物園
		09	その他
ホテル又は旅館 ※集会の用に供する部分 に限る	G	01	ホテル
		02	旅館
		03	その他
ホテル又は旅館 ※行楽を主目的とする宿泊 に係る事業行うホテル又 は旅館	H	01	ホテル
		02	旅館
		03	その他
商業施設	J	01	ペットショップ (ペットフード売場を除く。)
		02	ペット美容室(トリミング)
		03	宝石類や金銀の販売店
		04	住宅展示場(戸建て、マンショ ン)
		05	古物商(質屋を除く)
		06	金券ショップ
		07	古本屋
		08	おもちゃ屋、鉄道模型屋
		09	囲碁・将棋盤店
		10	DVD/ビデオショップ・レンタル
		11	アウトドア用品、スポーツグッズ 店
		12	ゴルフショップ
		13	土産物店
		14	旅行代理店(店舗)
		15	アイドルグッズ専門店
		16	ネイルサロン
		17	まつ毛エクステンション
		18	スーパー銭湯
		19	岩盤浴
		20	サウナ
		21	エステサロン
		22	日焼けサロン

		2 3	脱毛サロン
		2 4	写真屋・フォトスタジオ
		2 5	美術品販売
		2 6	展望室
		2 7	その他
<p style="text-align: center;">食事提供施設 ※宅配、テークアウトサ ービスは除く</p>	J	0 1	飲食店
		0 2	料理店
		0 3	喫茶店
		0 4	和菓子・洋菓子店
		0 5	タピオカ屋
		0 6	居酒屋
		0 7	屋形船
		0 8	その他

別表第2（第2条関係）

対象施設	実施内容
遊興施設等	休業協力要請期間中、全日において休業すること。
運動施設、遊技施設	
大学・学習塾等	
劇場等	
集会・展示施設	
博物館等	
ホテル又は旅館	
商業施設	
食事提供施設	休業協力要請期間中、午前5時から午後8時までの営業とし、酒類の提供は午後7時までとすること。

※ 令和2年4月17日は、営業実績があっても交付対象とする。

（床面積の合計が1,000㎡超のみ休業要請を行っている施設は令和2年4月17日から同月22日まで、連休期間の行楽を主目的とする宿泊に係る事業を行うホテル等が休業をした場合は同年4月17日から同月25日まで、営業実績があっても交付対象とする。）